

歯科技工士の皆さまへ

令和4年7月1日から 労災保険に特別加入できるようになります

特別加入制度とは

労災保険は、労働者が仕事または通勤によって被った災害に対して補償する制度です。労働者以外の方でも、一定の要件を満たす場合に任意加入でき、補償を受けることができます。これを「特別加入制度」といいます。

特別加入のメリット

労災保険に特別加入することにより、**工作中や通勤中のケガ、病気、障害または死亡等をした場合、補償を受けられます。**

給付内容

労災保険給付では、ケガ等の治療費などの療養費や、ケガ等で休業する際の休業期間の給付、治療後に障害が残った場合の給付、お亡くなりになった場合の遺族への給付等が支給されます。

対象

歯科技工士法に基づく「歯科技工士」の資格をお持ちの方であれば対象となります。

従業員を雇っていない方

令和4年7月1日より、「一人親方その他の自営業者」として、特別加入することができます。

従業員を雇っている方

これまで同様、事業場の規模次第で「**中小事業主**」として対象となります。具体的には、常時使用している労働者が100人以下の場合には、中小事業主として特別加入することができます。

その場合は、以下2つの条件を満たし、所轄の都道府県労働局長の承認を受けることが必要です。

- ① 雇用する労働者について保険関係が成立していること
- ② 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること

詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

労災保険特別加入の手続きQ&A

Q 歯科技工士です。
特別加入する場合、どのような手続きが必要ですか？

■一人親方その他の自営業者の場合
既に歯科技工士の特別加入団体として承認された団体を通じて、または新規に特別加入団体を設立して、加入申請書等を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

■中小事業主等の場合
事務組合に事務を委託し、事務組合を通じて加入申請書等を所轄の労働基準監督署長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

Q 歯科技工士です。
会社員に近い形で働いている場合、加入できますか？

労働契約でない請負等の契約により業務に従事している場合は特別加入することが可能です。なお、契約形式に関わらず、実態として労働者として認められる場合は、特別加入せずとも労災保険が適用される※ため、それにより補償を受けることができます。
※この場合、事業主は保険料を納めることになります。

Q 特別加入団体です。
歯科技工士が新規に加入する場合、何か手続きが必要ですか？

「特別加入に関する変更届」と「歯科技工士免許（写）」を記載した書類の提出が必要です。

Q 特別加入団体とは何ですか？

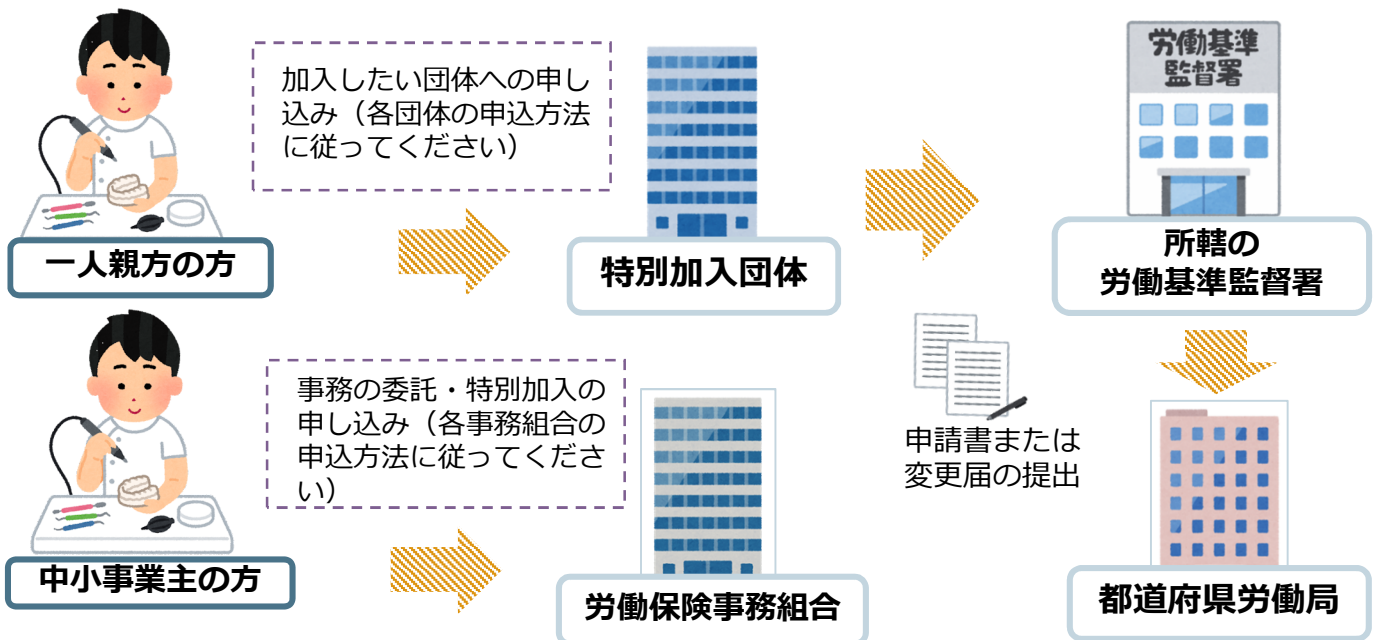
同種の特定の事業・作業に従事する方（労働者として認められる方を除く）で構成された団体のことです。

Q 歯科技工士です。
特別加入後、工作中や通勤中にケガ等をした場合は、どうすれば良いですか？

請求したい保険給付の請求書を所轄の労働基準監督署等に提出してください。

加入手続きの流れ

■一人親方か中小事業主等のどちらで加入するかによって手続きの流れが異なります。



詳細は、都道府県労働局または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。